

INFORMATION

【第104回判例研究会】(認定研修)

第104回判例研究会を次のとおり開催致します。今回の会場は、川崎市産業振興会館9階の第2研修室となっておりますので、ご注意下さい。(会場出席者はマスク着用をお願いします)

ほか、試験的に、Web上での傍聴ができるように手配をいたします。判例研究会は、弁護士先生方と深い議論ができる点や、交流を持てる点が大きな利点だと認識しております。しかし、多くの方々にご参加いただけるよう、引き続き、このような措置を継続的に取らせていただく予定です。

今回のテーマは、小規模宅地等の特例の要件・生計一か否か、が争点になったものです。同居はしていないが成年後見人として財産管理を行っていた相続人が、成年被後見人(=被相続人)の土地を相続したが、生計一ではないと判断されました。令和3年1月の合格祝賀会の際に、三木義一先生にご紹介いただいた事件でもあり、興味を持っている会員も多いかと思えます。是非、ご参加を検討ください。

日 時：令和4年1月21日(金) 18:30~20:30(開場18:15)

※状況により、時間短縮やWeb参加のみの対応とさせていただきます可能性があります。

場 所：川崎市産業振興会館9階 第2研修室 (JR川崎駅、京急川崎駅最寄り)

ZOOMによるオンライン傍聴

ミーティングID: 826 4316 6074

パスコード: 052290

テーマ：「東京高等裁判所令和3年(行コ)第1号相続税更正処分等取消請求控訴事件」

(東京高等裁判所 令和3年9月8日判決)

講 師：弁護士 安藤 肇 氏 ・ 青税 小野寺 美奈 会員

定 員：会場参加 15名程度、Web参加 95名

※参加申込者数が定員になり次第締め切りますので、お早めにお申し込みをお願い致します。

研究会に出席される会員は令和4年1月20日(月)までに、E-Mail又はFAXにてお申し込みください。(E-Mailでご連絡いただくと助かります)

なお、会場での参加ご希望の場合には、必ず事前のお申し込みをお願い致します。

研修会 Web出席希望 会場出席希望

氏 名 _____

E-mail又はFAX _____

E-Mail: keishi-komoto@kjf.biglobe.ne.jp

FAX: 045-620-5845 研究部 古本 恵資

会場へのアクセス



〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町66番地20

JR川崎駅 京浜急行川崎駅 下車